

奈良県監査委員規程第一号

奈良県監査委員事務局規程（昭和五十八年六月奈良県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県監査委員	齋藤 信一郎
同	森田 康文
同	西川 均
同	和田 恵治

第三条第一項の表監査第一課の項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 内部統制評価報告書の審査に関すること。